

## 臨時株主総会招集のための基準日設定の取消公告

当行は、平成 21 年 3 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、平成 21 年 2 月 2 日付で、平成 21 年 2 月 16 日を基準日と定めた公告をいたしました。当行は、同日を基準日として議決権を行使することができる株主が確定される臨時株主総会の開催を中止することとしたので、当該公告を取り消いたします。

なお、当行は、上記平成 21 年 2 月 2 日付の公告とは別に、平成 21 年 1 月 30 日付で、平成 21 年 3 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、平成 21 年 2 月 13 日を基準日と定めた公告をしておりますが、当該公告に従い、同日を基準日として議決権を行使することができる株主が確定される臨時株主総会を、平成 21 年 3 月 19 日に開催いたします。

平成 21 年 3 月 5 日

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号  
イーバンク銀行株式会社  
代表取締役社長 國重 惇史